

平成 18年 5月 18日

各 位

会社名 三機工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 宅 清光
(コード番号 1961 東証・大証・名証第1部)
問い合わせ先 取締役常務執行役員
有馬修一郎
(TEL 03-3271-6651)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18年 6月 28日開催予定の当社第 82 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由および趣旨

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。主なものは以下のとおりであります。

単元未満株式についての権利内容を合理的な範囲に限定するための規定を新設するものであります(変更案第 10 条)

インターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示することができる規定を新設するものであります(変更案第 17 条)

議決権の代理行使の人数を明確にするため、所要の変更を行うものであります(変更案第 19 条)

取締役会を機動的に運営するため、その決議について書面または電磁的記録により承認を行うことができる規定を新設するものであります(変更案第 27 条)

取締役および監査役の責任軽減を定めるとともに、社外取締役、社外監査役との間で損害賠償責任に関する契約を締結するための規定を新設するものであります(変更案第 28 条、第 36 条)

その他、規定の加除、用語・文言の修正・加除、形式の統一、条数の繰り下げ等、全般にわたって変更を行うものであります。

- (2) 効果的で経済的な情報開示方法である電子公告制度を採用するため、所要の変更をするものであります(変更案第 5 条)

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更の効力発生日(株主総会開催日) 平成 18 年 6 月 28 日

以 上

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 当社は三機工業株式会社と称し、英文ではSANKI ENGINEERING CO., LTD.と表示する。</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種建築材料の製造及び販売 2. 運搬機械、その他鉱山用機械及び化学用機械の設計、製造、販売並びに同機械設備の設計、施工及び監理 3. 建築及び土木工事の設計、施工及び監理 4. 空調、冷熱、衛生水道、厨房、電気、消防その他機械設備の設計、施工、監理並びにこれらに関する機器の設計、製造及び販売 5. 情報通信システムの設計、施工、監理及び技術サービスの提供並びに情報通信機器及びコンピュータのソフトウェアの製作、販売、リース及び賃貸 6. 上下水道、産業廃水、その他廃棄物処理等の環境保全設備の設計、施工、監理並びに同機器の設計、製造及び販売 7. 不動産の売買、賃貸借、管理及びこれらの仲介並びに鑑定 8. 発電施設、庁舎、教育文化施設、医療施設、上下水道処理施設、廃棄物処理施設等の公共施設並びにこれに準ずる施設の企画、建設、保有、維持管理及び運営 9. 労働者派遣業務 10. 建物・設備の保守管理、警備及び清掃業務 11. 前各号に関するコンサルティング業務 12. 前各号に関連する一切の事業 <p>第3条 当社は本店を東京都中央区に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 当社は、<u>三</u>機工業株式会社と称し、英文ではSANKI ENGINEERING CO., LTD.と表示する。</p> <p>第2条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種建築材料の製造及び販売 2. 運搬機械、その他鉱山用機械及び化学用機械の設計、製造、販売並びに同機械設備の設計、施工及び監理 3. 建築及び土木工事の設計、施工及び監理 4. 空調、冷熱、衛生水道、厨房、電気、消防その他機械設備の設計、施工、監理並びにこれらに関する機器の設計、製造及び販売 5. 情報通信システムの設計、施工、監理及び技術サービスの提供並びに情報通信機器及びコンピュータのソフトウェアの製作、販売、リース及び賃貸 6. 上下水道、産業廃水、その他廃棄物処理等の環境保全設備の設計、施工、監理並びに同機器の設計、製造及び販売 7. 不動産の売買、賃貸借、管理及びこれらの仲介並びに鑑定 8. 発電施設、庁舎、教育文化施設、医療施設、上下水道処理施設、廃棄物処理施設等の公共施設並びにこれに準ずる施設の企画、建設、保有、維持管理及び運営 9. 労働者派遣業務 10. 建物・設備の保守管理、警備及び清掃業務 11. 前各号に関するコンサルティング業務 12. 前各号に関連する一切の事業 <p>第3条 当社は、<u>本</u>店を東京都中央区に置く。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第4条 当社の公告は東京都で発行する日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都で発行する日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は1億9,294万5千株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1億9,294万5千株とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は1千株とする。</u></p> <p>当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は、1千株とする。</u></p> <p>当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第8条 当社の<u>単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）</u>は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する手続等</u>については<u>取締役会の定める株式取扱規程によるものとする。</u></p> <p>第10条 当社は<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、<u>取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>第11条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項その他定款に定めがある場合のほか、<u>必要あるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</u></p>	<p>第11条 当社の<u>株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと</u>を請求することができる。</p> <p>第12条 当社の<u>株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第13条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u>は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条 定時株主総会は毎年6月に招集する。 臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。 (新 設)</p> <p>第13条 株主総会の議長は社長がこれに当たる。 社長に支障あるときは取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 (新 設)</p> <p>第14条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>第15条 株主は当会社の議決権を有する株主を代理人としてその議決権の行使を委任することができる。ただし、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条 当会社は取締役12名以内を置く。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第14条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。 臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>第15条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。 社長に支障あるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第17条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人としてその議決権の行使を委任することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条 当会社は、取締役12名以内を置く。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第17条 取締役は株主総会において<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその決議によって選任する。</p> <p>取締役選任の決議は累積投票によらない。</p>	<p>第21条 取締役は、株主総会において<u>議決権</u>を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその決議によって選任する。</p> <p>取締役選任の決議は、<u>累積投票</u>によらない。</p>
<p>第18条 取締役会の決議をもって会長及び社長各1名を選任することができる。</p> <p>会社を代表すべき取締役は<u>取締役中より</u>、取締役会の決議をもって定める。</p>	<p>第22条 取締役会の決議をもって会長及び社長各1名を選任することができる。</p> <p>会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって定める。</p>
<p>第19条 取締役の任期は就任後1年内の<u>最終の決算期</u>に関する定時株主総会終了の時に満了する。</p> <p>補欠または増員によって就任した取締役は他の現任取締役の残任期間と同一とする。</p>	<p>第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の<u>終結</u>の時に満了する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第20条 取締役の報酬及び<u>退職慰労金</u>は株主総会において定める。</p>	<p>第24条 取締役の報酬、<u>賞</u>その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の<u>決議</u>によって定める。</p>
<p>第21条 取締役会は社長がこれを招集する。</p> <p>社長に支障あるときは取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>第25条 取締役会は、<u>社長</u>がこれを招集する。</p> <p>社長に支障あるときは、<u>取締役会</u>の決議をもって、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p>
<p>第22条 取締役会招集の通知は各取締役及び監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>第26条 取締役会招集の通知は、<u>各取締役及び監査役</u>に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、<u>これを短縮</u>することができる。</p>
<p>第23条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第27条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数</u>が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p><u>当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第2 4条 当社は監査役5名以内を置く。</p> <p>第2 5条 監査役は互選をもって常勤の監査役を定める。</p> <p>第2 6条 監査役は株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その決議によって選任する。</p> <p>第2 7条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終了の時に満了する。 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第2 8条 監査役の報酬及び退職慰労金は株主総会において定める。</p> <p>第2 9条 監査役会招集の通知は各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。 ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>第3 0条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>第2 8条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1千万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第2 9条 当社は、<u>監査役5名以内を置く。</u></p> <p>第3 0条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第3 1条 監査役は、<u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その決議によって選任する。</u></p> <p>第3 2条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u> 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第3 3条 監査役の報酬等は、<u>株主総会において定める。</u></p> <p>第3 4条 監査役会招集の通知は、<u>各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。</u> ただし、緊急の場合は、<u>これを短縮することができる。</u></p> <p>第3 5条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(新 設)	<p>第36条 <u>当社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1千万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
(新 設)	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>
(新 設)	<p>第37条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
(新 設)	<p>第38条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
第6章 計 算	第7章 計 算
第31条 <u>当社は毎年3月末日を決算期とする。</u>	第39条 <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u>
第32条 <u>株主配当金は毎決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に配当する。</u>	第40条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>
(新 設)	<p><u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
第33条 <u>当社は取締役会の決議により毎年9月末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して中間配当をすることができる。</u>	第41条 <u>当社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第34条 株主配当金及び中間配当金については支払開始の日より満3年を経過してなお受領されないときは当会社に帰属する。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>第3条の変更は平成17年10月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後これを削除する。</u></p>	<p>第42条 配当財産が金銭である場合は、<u>支払開始の日より満3年を経過してなお受領されないときは当会社に帰属する。</u></p> <p>(削 除)</p>

(注) 上記変更案は、本日開催の取締役会で決議した内容ですが、きたる6月28日開催の株主総会に上程する際には、文言の修正等を行うことがあります。

以 上